

1 特認校制度とは

学校選択制の一種であり、従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、市内の通学区域に関係なく、就学を認める制度。

2 学区外からの就学、園区外からの就園を実施する目的

・対象校園において、自然に恵まれた環境を生かした体験活動や、少人数によるきめ細かな指導ができるという特徴を生かして、特色ある学校・園づくりを推進し、希望する幼児・児童と保護者にその機会を提供する。

・幼児児童数の減少が進んでいる小学校、幼稚園の内、教育特区の指定を受けていない校園の幼児児童数を確保し、教育・保育活動の充実及び地域の活性化を図る。

・中規模・大規模の校園から小規模の校園へ就学することにより、市内各校園の幼児児童数の平準化を図る。

3 対象校園

【対象小学校】秦小学校, 神在小学校, 総社西小学校

【対象幼稚園】秦幼稚園, 神在幼稚園, 久代幼稚園

4 就学・就園の条件

就学・就園を希望する者は、次の条件を全て満たすものとする。

・保護者及び幼児児童が共に総社市内に居住していること。

・小規模特認校制度の目的に沿っていること。

・通学・通園する校園の運営方針や教育・保育活動(地域と連携した活動を含む)を理解し、学校・園運営に協力すること。

・保護者の責任と負担において、通学・通園すること。

5 受け入れ時期

・年度途中からの転学・転園も可能とする。ただし、4月1日現在、休園の場合を除く。

6 受け入れ学年及び受け入れ人数

・全学年を対象とする。

・受け入れ人数に制限は設けない。

7 卒業後の就学

・当該小学校、当該幼稚園を卒業した者は、希望により、卒業した校園のある学区の小学校、中学校に進学できるものとする。その場合は、指定校変更の手続きが必要である。

8 入学、入園の手続きの流れ

<小学校>

1 学校教育課(0866-92-8358)へ連絡し、面談をする。

2 就学を希望する学校へ連絡し、見学を行う。

3 「指定学校変更申立書」を学校教育課へ提出する。

<幼稚園・認定こども園>

1 こども夢づくり課(0866-92-8265)へ連絡し、面談をする。

2 就学を希望する園へ連絡し、見学を行う。

3 「区域外就園申立書」をこども夢づくり課へ提出する。